

農林漁業の雇用拡大連絡会議の設置について

平成21年2月18日

厚生労働省

農林水産省

1 目的

厚生労働省と農林水産省とが農林漁業の雇用拡大の効率的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うため、農林漁業の雇用拡大連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 組織

(1) 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省林野庁次長

農林水産省水産庁次長

(2) 会議に議長を置く。議長は構成員の互選によって定める。

(3) 会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、その意見を聴くことができるものとする。

3 幹事会

(1) 会議を補佐するため、会議に幹事会を置く。

(2) 幹事会の構成員は、会議の構成員が指定した官職にある者とする。なお、幹事会の構成員は必要に応じて追加することができるものとする。

4 庶務

会議の庶務は、会議の議長を務める構成員の幹事において処理する。

5. 農林漁業の雇用拡大連絡会議での検討事項

(1) 雇用拡大のための取組の強化

(2) 求職者の就業・定着までのルート確立とマッチング機能の強化

(3) 経営基盤の強化と雇用管理改善の強化

(4) 両省間の連携体制の整備

<別紙>

農林漁業の雇用拡大連絡会議幹事会の構成員

厚生労働省職業安定局雇用政策課長

厚生労働省職業安定局参事官（地域雇用対策室長）

厚生労働省職業安定局首席職業指導官

厚生労働省職業安定局農山村雇用対策室長

厚生労働省職業能力開発局総務課長

農林水産省農村振興局農村政策推進室長

農林水産省経営局人材育成課長

農林水産省林野庁経営課長

農林水産省水産庁企画課長